

## 計画策定の目的及び計画の位置づけについて

### 1 計画策定の目的

本区では、平成30年3月に策定した「葛飾区障害者施策推進計画」（以下「推進計画」という。）の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本区の障害者施策を計画的に推進するため、新たに令和6年度を初年度とした推進計画を策定します。策定に当たっては、令和4年度に実施した障害者意向等調査や障害者団体等アンケートの結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障害福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図ります。

また、推進計画の策定に併せて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、「第7期葛飾区障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）」及び児童福祉法に基づき、「第3期葛飾区障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）」を策定します。障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本方針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策等について定めます。

### 2 計画の位置づけ

- (1) 推進計画は、障害者基本法で定める「市町村障害者計画」として位置づけ、障害者のための施策に関する基本的な計画であり、障害者に関する施策全般にわたり定めます。
- (2) 障害福祉計画は、障害者総合支援法で定める「市町村障害福祉計画」として位置づけ、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画であり、各種サービスの必要量を見込んで策定します。
- (3) 障害児福祉計画は、児童福祉法で定める「市町村障害児福祉計画」として位置づけ、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画であり、各種サービスの必要量を見込んで策定します。
- (4) 策定に当たっては、東京都障害者計画・東京都障害福祉計画や葛飾区基本計画・同実施計画における障害者施策との整合を図ります。

